

農業協同組合による地域団体商標管理の類型と規定要因

～北海道を事例として

共生基盤学専攻 共生農業基盤経済学講座 食料農業市場学 村中 令

1. 問題の所在

これまで商品名に地域名を関した「地域ブランド」は商標としての登録が困難であり、その管理に脆弱性を抱えていたが、「地域団体商標制度」の新設に伴い商標取得が可能となった。

地域団体商標制度は一般商標と同様に、外部による商標使用を制限することで、模倣・偽装などのリスク対応が可能となる。他方、地域団体商標制度の特殊性として地域内の多数主体が商標を使用できる制度となっており、内部的にはかえって商標に相応しくない商品が現れるリスクを抱えることとなりかねない。

したがって地域団体商標においては一般商標以上に商用管理のあり方が重要となる。

2. 課題と方法

本研究では、北海道の農産物において地域団体商標を取得している農業協同組合を対象とし、商標管理を類型し、その規定要因を明らかにする。上記の課題に接近するために、以下の2視点から分析を行う。

① 地域団体商標の管理を「権利団体・構成員による商標使用」と「権利団体外の非構成員に対する商標許諾」の2点から類型化する。

② 地域団体商標の管理に影響を与えるであろう「取引の安定性」「品目特性」「産地の特徴」などの項目から分析し、規定要因を明らかにする。

3. 結論

本論では、北海道における地域団体商標の管理について、その類型化と規定要因を明らかにすることを課題とした。

地域団体商標を取得している品目における商標管理を、管理不在型・商標保護型・禁止権不行使型・本来的使用許諾型に類型化した。

分析を行った結果、権利団体の商標取得品目における「取引の安定性」が上記の類型の規定要因となっていることが明らかとなった。